

インフルエンザに関するお願い

今年もインフルエンザの流行期に入りたちはな幼稚園でも数名の園児の感染が確認できました。

平成 24 年 4 月に改正された「学校保健安全施行規則」にもとづき、インフルエンザに罹患した場合の幼稚園通園への対応を次のとおりとします。

- ◆インフルエンザに感染した場合は、すぐに幼稚園にご連絡ください。
- ◆インフルエンザの出席停止の期間について：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまでとなっております。

ただし、咳などの体調不良がある場合は期間を延長して、完全に回復してから登園して下さい。

※たとえば、水曜日の朝に発症した場合は、金曜日の朝までに解熱すれば、回復を確認した上で、月曜日の朝より、下記の『欠席届』をお持ちになって、登園できます。

インフルエンザに感染した場合は、上記の基準でお休みいただき下にあります『学校感染症による欠席届（インフルエンザ）』を保護者の方が記入の上、園児に持たせて登園して頂きますようお願い致します。（欠席届は、たちはな幼稚園ホームページの書式ダウンロードのページにも掲載していますので、印刷してご利用下さい。

- ◆ご家族の方がインフルエンザに感染された場合であっても、お子さまに感染がなければ登園は可能です。
- ◆小学生のご兄弟のクラスが学級閉鎖になったとしても、ご兄弟に感染がない場合は登園して頂いてかまいません。

また、幼稚園の「クラス閉鎖」や「休園」などの基準は、小学校などの基準に基本的に準拠しておりますが、最終的には各幼稚園の設置者が決めるように、町田市より通達されております。

◆その他の感染症について

『百日咳』『麻疹』『ウイルス性肝炎』『流行性耳下腺炎』『風疹』『水痘』『咽頭結膜熱』『流行性角結膜炎』『急性出血性結膜炎』『溶連菌感染症』『髄膜炎菌性髄膜炎』につきましては、幼稚園に登園許可証（町田・横浜・相模原で異なります）がございますので、幼稚園までご連絡下さい。また、町田市の一部の医療機関に登園許可証が置いてあります。（H25 年度より）

- ◆流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ◆百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ◆髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められるまで

参考

- ◆『町田市感染症週報』（町田市の情報）

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/hokenjo/kansen/kansensyosyuhou22.html>

- ◆『神奈川県衛生研究所/感染症情報センター』（横浜市・相模原市の情報）

http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/003_center/03_center_main.htm

学校法人立華学園 たちはな幼稚園
園長 山岸 喜一郎

学校感染症による欠席届

たちはな幼稚園 園長 山岸 喜一郎 殿

組 氏名 _____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。

このため、____月____日から____月____日まで欠席させていたしましたが、登園させますのでご連絡します。

病 名： _____

受診した医療機関名： _____

電話番号： _____

平成____年____月____日

保護者名 _____ 印